

京都市社会福祉審議会 福祉施策のあり方検討専門分科会意見 「市営保育所の今後のあり方について」を受けた本市の取組について

1 福祉施策のあり方検討専門分科会での審議経過について

- (1) 平成22年8月10日に本市から分科会に対して審議を依頼し、同年12月6日に、「市営保育所の今後のあり方について（中間意見）」をいただいた。
- (2) 「単独幼児保育所と単独乳児保育所が隣接している市営保育所について、乳幼一体化すべきである」との中間意見に基づき、平成23年4月から、楽只保育所及び楽只乳児保育所、養正保育所及び養正乳児保育所、三条保育所及び三条乳児保育所、崇仁第一保育所及び崇仁第二保育所、久世第二保育所及び久世保育所について、それぞれ乳幼一体・併設化を行った。
- (3) 以降も引き続き御審議いただき（合計14回の審議）、平成23年12月27日に、同分科会から「市営保育所の今後のあり方について（最終意見）」をいただいた。

2 「市営保育所の今後のあり方について（最終意見）」の概要

- (1) 市営保育所の今後の役割・機能
 - ア 京都市の保育の大部分は民間保育園によって提供されており、民間保育園を中心として保育所としての機能は定着しているものと考えられる。
 - イ 民間保育園において現状の体制ではスムーズな実践が困難であると思われる地域の新たな保育ニーズに対するモデル実施等については、市営保育所においてまず積極的に実践しつつ、地域に還元していくことが求められる。
 - ウ 京都市が掲げる様々な子育て支援施策のうち、今後保育所がその推進に寄与できる部分については、市営保育所や実践可能な民間保育園においてまず実践を展開し、これを広げていくことも考えられる。
 - エ 市営保育所の保育士については、児童福祉センターや福祉事務所といった子育てに関する行政機関においてその専門性を活用していくとともに、児童ソーシャルワーク等の知識・経験を市営保育所に還元していくことが求められる。
- (2) 市営保育所の今後の配置のあり方とその実現へのプロセス
 - ア 民間保育園と比べて高コストとなる市営保育所については、当面維持すべき役割・機能のほか、新たな役割・機能を今後、実践していくことが必要であるが、現在あるすべての市営保育所において継続・開始していくことが最適であるとは考えられない。
 - イ 民間保育園における実践で十分に対応が可能である、又はより充実できると考えられる場合については、民間保育園への移管も選択肢の一つとして検討する必要がある。

ウ 京都市の厳しい財政状況の下で新たな設置は困難であるとしても、現在の配置をできるだけ生かし、市営保育所が市内にバランスよく配置されていることが望ましい。

エ こうした点などを踏まえて、それぞれの保育所に即して、なお、民間保育園における実践で十分に対応が可能である、又はより充実できると考えられる場合、例えば、単独乳児・幼児保育所や市南部・中心部の市営保育所の比較的集積している地域については、民間保育園への移管を実施していくことも検討するべきである。

オ 市営保育所は、民間保育園と協働して、当面の間において引き続き有する役割・機能を実践していくとともに、今後の新たな役割・機能の実践も積極的に進めるべきである。

カ 民間保育園への移管を実施する場合には、何より入所している児童への影響、またその保護者等の不安の軽減・解消を念頭において、できるだけ十分な時間を確保し、説明責任を果たしていく必要がある。

3 「最終意見」を受けた本市の取組

(1) 最終意見を踏まえ、本市として「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針(案)」を取りまとめ、市民意見の募集を経て、平成24年5月10日に策定した。

その概要となる考え方は以下のとおりである。

ア 最終意見を踏まえ、多様化するニーズに応え、公・民が一体となって本市の保育水準を向上するものとする。

イ 保育制度改革や、入所児童及び保護者への影響等にも十分配慮する必要があることから、平成24年度からの5年間を射程とし、平成29年度以降については改めて見直しを行う。

ウ 本市の保育の大部分は民間保育園によって提供されている現状を踏まえ、市営保育所には、民間保育園とは違った、行政直営の保育所としての役割・機能を位置付ける。

エ 民間保育園における実践で十分に対応可能、又はより充実できる場合には民間保育園への移管に取り組む。

オ 市営保育所の新たな設置が困難な中、既存の市営保育所の配置を効果的に活用する。

(2) この考え方に基づき、就学前までの6年間を見通した保育の実践が困難であり、保育所の機能として一定制約のある単独乳児保育所の3箇所(船岡乳児、室町乳児及び朱雀乳児)、及び市営保育所が最も集積している南区の一部の市営保育所を民間移管の対象として取り組むこととした。

(3) また、「移管先選定等委員会」を設置し、保護者の意向も十分に踏まえるとともに、移管対象保育所の公表から移管まで、2年程度の十分な期間をとるなど、児童への影響や保護者の意見に十分配慮しながら取り組むこととした。

4 「京都市営保育所移管先選定等委員会」の取組

基本方針に基づき、平成24年5月24日に「京都市営保育所移管先選定等委員会」を設置し、移管先法人の募集要項や選定等に係る審議を行っていただいている。

(1) 単独乳児保育所3箇所（船岡、室町及び朱雀）について

該当保育所の保護者会からの意見聴取、選定基準等に係る審議等を経て、平成24年9月5日から移管先法人の公募を行い、6法人が応募した。

今後、移管先候補者の選定等を行うこととしている。

(2) 南区の保育所について

南区市営保育所の保護者会からの意見聴取等を経て、今後、移管対象予定保育所を選定することとしている。

(審議経過)

- | | | |
|-------|--------|---|
| 5月24日 | 第1回委員会 | 今後の審議内容及びスケジュールの確認 |
| 6月18日 | 第2回委員会 | 3乳児保育所の保護者会からの意見聴取
今後の審議スケジュール等に係る審議 |
| 7月23日 | 第3回委員会 | 移管先法人の選定基準等に係る審議 |
| 8月7日 | 第4回委員会 | 選定基準等に係る3乳児保育所の保護者会からの意見聴取
平成26年度移管対象保育所の選定に係る審議
移管先法人の選定基準等に係る審議 |
| 8月29日 | 第5回委員会 | 移管先法人の選定基準等に係る審議
南区市営保育所の移管に係る審議等の進め方に係る審議 |
| 10月2日 | 第6回委員会 | 南区市営保育所の保護者会からの意見聴取
南区の移管対象予定保育所の選定基準に係る審議 |